

農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産部農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のもの適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県農林水産部及び総合県民局農林水産部」とあるのは「徳島県農林水産部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2015070800045>

(Web会議【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

(Web検査【発注者指定型】)

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

(オンライン電子納品)

第10条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用する。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県 CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

(本業務の特記仕様事項)

第12条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1 業務の目的

本業務は経営体育成基盤整備事業江野島地区の揚水機場の実施設計を行うものである。

2 貸与資料

江野島地区の過年度の成果報告書のほか、監督員との打合せによるものとする。

3 業務の概要

(1) 業務内容

揚水機場実施設計 1箇所

(2) 本業務における作業内容は、次のとおりとする。

作業項目	作業内容
ポンプ場 1箇所	
1 準備作業*	
1-1 現地調査	機場予定地点及びその周辺の地形、地質、現況諸施設について、実施設計のために必要な現地調査を行う。
1-2 資料の検討	実施設計のための貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。
2 機場工の設計	
2-1 吸水槽（貯水槽含む）	安定構造、配筋計算を行う。
2-2 設計図作成・数量計算	一般構造図、構造詳細図、配筋図を作成し、詳細な数量計算を行う。
3 建屋の設計	
3-1 建物	設計計画、構造計算、設備設計、特記仕様書を作成する。
3-2 設計図作成・数量計算	立面図、正面図、側面図、矩計図、平面図、その他詳細図を作成し、数量計算を行う。
4 土工計画	土工図を作成し、数量計算を行う。
5 山留工設計	安定構造計算、構造図作成、数量計算を行う。
6 概算工事費積算	主要工種の単価表を作成し、概算工事費を算定する。
7 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。
8 点検とりまとめ*	成果資料の点検及びとりまとめ及び報告書の作成を行う。

用排水ポンプ設備 渦巻、水中ポンプ、口径150mm、2台	
1 基本事項	・ポンプ形式の決定 ・土木構造物の寸法決定
2 詳細設計	・ポンプ全揚程、計画実揚程の決定・ポンプ仕様、原動機出力の決定 ・補機の選定、配置の検討・操作制御方式の検討 ・付属設備の仕様、配置の決定
3 設計計算	・設計計算書 ・各部応力計算 ・材質、部材の検討決定 ・施工計画、工事工程計画の作成（概略） ・特記仕様書（案）の作成
4 設計図	・一般構造図（全体、部分配置図）・電気設備図（単線接続図） ・操作制御フロー図（計装フロー図） ・電気配線図（電気一次配線系統図）・仮設図
5 材料計算	・主要部材数量表（内訳表・集計表）・機器数量表（規格・容量・重量）
6 照査	・照査を実施し、照査報告書の作成を行う。
7 概算工事費	・概算工事費の算出

※ポンプ場の1及び8については、用排水ポンプ設備を含めて行うものとする。

4 配置予定技術者

本業務における管理技術者及び照査技術者に関する資格は「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成 23 年 5 月」第 1106 条及び 1107 条によるものとするが、該当する部門又は科目は「農業土木又は農業農村工学」に限るものとする。

5 打ち合わせ

打合せは次の段階で行うこととする。

- ・着手前
- ・中間（ほ場整備推進協議会等と打合せ含む）
- ・報告書原稿を作成したとき
- ・その他疑義が生じたとき

6 その他

- ・本仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項は、監督員と協議のうえ、作業を進めるものとする。
- ・業務期間内に監督員が資料の提出を求めた場合は、受注者は速やかに応じるものとする。
- ・監督員との打合せ後は、その要旨を打ち合わせ簿に整理し、成果品に綴じなければならない。
- ・成果品の検収後、誤り等が新たに発見された場合は、受託者は速やかに訂正しなければならない。